

小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第30号

小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小牧市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第15条の3第1項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 子育て部分休暇の承認は、次に掲げる子育て部分休暇の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数を単位として行うものとする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内で請求する子育て部分休暇 30分

(2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内で請求する子育て部分休暇（以下この号において「第2号部分休暇」という。） 1時間。ただし、次のア又はイに掲げる場合にあっては、当該ア又はイに定める時間数を単位とすることができる。

ア 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

イ 第2号部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、小牧市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小牧市条例第4号）第29条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」と

いう。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 小牧市職員の育児休業等に関する条例第 29 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における同条第 1 項に規定する子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同条第 2 項の規定の適用については、同項第 2 号中「77 時間 30 分」とあるのは、「38 時間 45 分」とする。